

(案)

南知多町公共施設等壁面広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南知多町広告掲載要綱（平成23年南知多町告示第6号。以下「要綱」という。）第11条に基づき、町が保有する公共施設等の壁面（以下「公共施設等壁面」という。）への広告掲載の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 この要領に定める広告とは、公共施設等壁面に掲載可能な印刷物とする。

(広告の規格等)

第3条 前条に規定する広告の規格、掲載位置、掲載期間、掲載料（予定価格である場合を含む。以下同じ。）及びその他条件等は、当該印刷物等の掲載に係る事務事業を所管する部等の長（以下「所管部長」という。）が別に定める。この場合において、所管部長は、総務課長と協議した上で決定しなければならない。

(広告の申込み)

第4条 公共施設等壁面へ広告の掲載を希望するもの（以下「掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）により、掲載しようとする広告案等を添えて、指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 前条の申込書を受理したときは、要綱第3条及び南知多町広告掲載審査基準（平成23年3月1日施行。以下「審査基準」という。）の規定に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項において広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるとき、または同一の枠に2以上の広告掲載の申込みがあった場合は、抽選により決定するものとする。
- 3 前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときには、その結果及び掲載内容並びに条件等について、広告掲載決定通知書（様式第2号）をもって通知するものとする。

(広告掲載料の納付等)

第6条 広告の掲載決定通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は第3条において規定された広告掲載料を町が指定する期日までに納付するものとする。ただし、特別な理由があると町長が認める場合はこの限りではない。

(案)

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告原稿は、広告主の責任及び負担にて作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を町が指定する期間までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告の変更)

第8条 広告の内容等が要綱第3条及び基準に抵触していると判断されるときは、町は広告主に対して指定の期日までに広告の内容等の変更を行うことを求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町は広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 指定する期日までに前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主が虚偽の申請を行ったとき。
- (5) 広告主が書面により広告掲載の取り下げを申し出たとき
- (6) その他広告の掲載が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定によって広告を取り消した場合は、町は広告主に対し、その賠償の責を負わないとともに、納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第10条 前条の規定にかかわらず、広告掲載の取消しが、広告主の責に帰さない理由によるものであるときは、町は納付済みの広告掲載料を広告主に返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、取消した期間にかかる金額の範囲内とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。